

## 住居確保給付金 チェック表（五島市用）

（要：提出）

住居確保給付金とは、離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方を対象に、就職に向けた活動を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

下のチェック表の①～②及び⑦～⑩のすべてが「はい」、②～⑤の項目にも該当される方は申請が可能です。「住居確保給付金のしおり」をご確認頂き、申請を行って下さい。

①離職・廃業した日から2年以内、またはやむを得ない休業により、収入を得る機会が減少していますか		はい      •      いいえ				
②住宅を喪失している又は喪失する恐れがありますか		はい      •      いいえ				
③何人世帯ですか		1人	2人	3人	4人	5人
④預貯金額は該当しますか(同居者分も含む)		468,000 円以下	690,000 円以下	840,000 円以下	1,000,000 円以下	
⑤収入額は該当しますか ※同居者の収入、年金や手当等も含む ※金額に応じて、全額支給・一部支給・非該当がきまります。※1	全額支給	78,000 円以下	115,000 円以下	140,000 円以下	175,000 円以下	209,000 円以下
	一部支給 または 非該当	78,000 円超	115,000 円超	140,000 円超	175,000 円超	209,000 円超
⑥家賃支給上限額(支給できる上限額です)※2		32,000 円	38,000 円	42,000 円	42,000 円	42,000 円
⑦就職活動を行うことができますか※3		はい      •      いいえ				
⑧離職・休業等の前に世帯の中で最も収入が高かったですか(離婚等により、申請時にそうなった場合も含む)		はい      •      いいえ				
⑨本人及び同居者が職業訓練受講給付金及び地方自治体等が実施する類似の給付等を利用していませんか		はい      •      いいえ				
⑩本人及び同居者が暴力団員ではありませんか		はい      •      いいえ				

※1 非該当及び一部支給の要件においては、実際の家賃額が支給上限額を下回る場合は収入要件が変わります。

※2 実際の家賃額が支給上限額を超えていた場合でも利用できますが、支給できる金額においては世帯数に応じた上限額の範囲での支給となります。

※3 申請後は、所定の書面による報告義務があります。

このチェック表も、申請書類と一緒に送付してください。